

高等教育の修学支援新制度 適格認定基準について

高等教育の修学支援新制度とは

高等教育の修学支援新制度は以下の 2 つの制度から成り立っています。

1. 授業料・入学金の免除／減免（授業料等減免制度）
2. 日本学生支援機構給付型奨学金の受給

授業料の減免



給付奨学金の受給

毎年、家計状況・学業成績に関する「適格認定」が実施され、継続して修学支援を受け続けるためには、家計状況および学業成績の両方で「適格」と判断される必要があります。

- ・ **適格認定（家計）**：毎年 10 月に前年の所得・収入に基づいて日本学生支援機構が継続可否を判断します。
※家計状況で「不適格」と判断された場合、「支援区分対象外」となり 10 月から翌年の 9 月まで給付奨学金の受給および授業料の減免は受けられません。翌年の 10 月に実施される適格認定（家計）で「適格」と判断された場合、翌年の 10 月より給付奨学金の振込および翌年の秋学期より授業料の減免が再開されます。
- ・ **適格認定（学業）**：毎年年度末に当該年度の成績に基づいて学校が継続可否を判断します。
※休学により半期のみ在学した場合は、半期の成績で判定を行います。（判定基準の単位数も半期分となります。）1 年間休学した場合は、適格認定は実施されません。
※給付終了時点（満期終了、退学（除籍含む））においても、判定を行います。

適格認定（学業）基準

適格認定（学業）は毎年年度末に実施され、当該年度の成績（原則として単位数）をもとに翌年度以降の支援継続可否について判定するものです。判定の結果、修学支援が打ち切られる場合（＝「廃止」）や、支給された給付奨学金および授業料減免（還付）額の返還を求められる場合（＝「廃止（要返還）」）もあります。**2025 年度から適格認定（学業）の基準が変更となりますので、以下の内容をよく確認し対象者としての自覚をもって学業に励んでください。（赤字部分が 2024 年度からの変更点です。）**

【判定基準】 ※標準単位数については裏面をご確認ください。（変更前→**変更後**）

廃止	・ 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合＝留年 ・ 累積修得単位数が標準単位数の 5→6 割以下の場合 ・ 出席率が 5→6 割以下など、学修意欲が著しく低いと判断される場合 ・ 2 回連続で「警告」に該当した場合（停止事由に該当する場合を除く）
廃止 （要返還）	・ 累積修得単位数が標準単位数の 1 割以下の場合 ・ 出席率が 1 割以下など、学修意欲があるとは認められない場合 ※当該年度に受給した給付奨学金、授業料減免額の全額を遡って返還していただく必要があります。
停止	・ 2 回連続して「警告」となった場合のうち、2 回目の「警告」の理由が「GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属すること」の場合
警告	・ 累積修得単位数が標準単位数の 6→7 割以下の場合 ・ 当該年度の GPA が学部・学科・学年の下位 4 分の 1 の場合 ・ 出席率が 8 割以下など、学修意欲が低いと判断される場合
継続	・ 廃止や警告に該当しない場合

※「停止」「廃止」「廃止（要返還）」と判定された場合、給付奨学金および授業料減免の対象外となります。

【修了した学年までの累積標準単位数】

(卒業所要単位数÷4) × 修了した学年

	右記以外の学部	文学部	国際学部 ※1 期生は括弧内
1 年修了時	31 単位	32 単位	30 (35) 単位
2 年修了時	62 単位	63 単位	67 (67) 単位
3 年修了時	93 単位	94 単位	104 (104) 単位

授業料減免について、3 年生は標準単位数を満たさない場合、4 年生春学期の学費を一旦全額納入していただく必要があります。履修登録後に卒業見込があると判断された場合のみ、減免相当額を 9 月頃に還付いたします。

【標準単位数の 1 割以下】 = 「廃止（要返還）」相当

	右記以外の学部	文学部	国際学部 ※1 期生は括弧内
1 年修了時	3 単位以下	3 単位以下	3 (3) 単位以下
2 年修了時	6 単位以下	6 単位以下	6 (6) 単位以下
3 年修了時	9 単位以下	9 単位以下	10 (10) 単位以下

※単位数を満たしている場合であっても、その他の基準に該当する場合は「廃止（要返還）」となります。

【標準単位数の 5→6 割以下】 = 「廃止（返還不要）」相当（変更前→変更後）

	右記以外の学部	文学部	国際学部 ※1 期生は括弧内
1 年修了時	15→18 単位以下	16→19 単位以下	15→18 (17→21) 単位以下
2 年修了時	31→37 単位以下	31→37 単位以下	33→40 (33→40) 単位以下
3 年修了時	46→55 単位以下	47→56 単位以下	52→62 (52→62) 単位以下

※単位数を満たしている場合であっても、その他の基準に該当する場合は「廃止（返還不要）」となります。

【標準単位数の 6→7 割以下】 = 「警告」相当（変更前→変更後）

	右記以外の学部	文学部	国際学部 ※1 期生は括弧内
1 年修了時	18→21 単位以下	19→22 単位以下	18→21 (21→24) 単位以下
2 年修了時	37→43 単位以下	37→44 単位以下	40→46 (40→46) 単位以下
3 年修了時	55→65 単位以下	56→65 単位以下	62→72 (62→72) 単位以下

※単位数を満たしている場合であっても、その他の基準に該当する場合は「警告」となります。